

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス
住所	広島県広島市中区大手町三丁目7番5号

自社等発電所(*1)の有無	有		
電気事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 中国地方を中心に、再生可能エネルギー発電事業（太陽光・小水力・風力発電等）の取り組みおよびバイオマス発電等からの電力調達を実施しています。 首都圏、関西地方、中国地方の店舗・オフィスビル・工場等のお客さまに対する電力小売供給を実施しています。 		
電気の供給における温室効果ガスの排出状況	年度	基礎二酸化炭素排出量	把握率
	前年度実績（2022年度）	-6 (千t-CO ₂)	100.00 (%)
電気の供給における温室効果ガスの排出量の抑制に関する措置の実施状況	年度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度目標（2022年度）	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	前年度実績（2022年度）	-0.229 (kg-CO ₂ /kWh)	0.441 (kg-CO ₂ /kWh)
	(措置の実施状況)		
<ul style="list-style-type: none"> バイオマス発電等、再生可能エネルギーからの電力調達を行いました。 非化石証書を使用したCO₂フリーの料金メニューについて取扱いを継続して実施しました。 			

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。
 *2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。
 *3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度目標 (2022年度)	可能な範囲で導入 (千kWh)	可能な範囲で引上げ (%)
	前年度実績 (2022年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	(措置の実施状況)		
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度目標 (2022年度)	可能な範囲で導入 (千kWh)	可能な範囲で引上げ (%)
	前年度実績 (2022年度)	82 (千kWh)	0.30 (%)
	(措置の実施状況)		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な措置は実施していません。 未利用エネルギーからの電源調達について検討します。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 自己の所有する火力発電所はありません。 		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 需要家ポータルサイトによる電気使用状況等の見える化サービスの提供や、省エネ対策機器・サービスの提案を通じて、お客さまの省エネ・省CO2活動をサポートしました。 		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> オフィスにおける電気・時間外空調使用量および用紙使用量を定期的に社員へ周知することで、省エネルギー・省資源化・リサイクル活動を推進するとともに、社員の環境意識向上に努めました。 既存の再生可能エネルギー発電所における設備更新・維持管理を着実に実施しました。 		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分を除いたものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分を除いたものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。